

広島県告示第三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十九年二月十三日までの間、縦覧に供する。

平成二十九年一月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道広島海田線	広島市南区大州四丁目四〇七番一地从ら 安芸郡府中町茂陰二丁目六〇四二番一九地先まで	平成二十九年一月三二日